

宮津市公報

平成22年3月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目 次

告 示

- 3 宮津市バイオスタウン構想検討会議設置要綱 1
- 4 宮津市議会定例会の招集 1
- 5 宮津市消防団員退職記念品料支給規程を廃止する規程 1

教 育 委 員 会

《告 示》

- 2 宮津市教育委員会定例会の招集 2
- 3 宮津市教育委員会臨時会の招集 2

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 1 宮津市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧 2
- 2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 2

農 業 委 員 会

《告 示》

- 2 宮津市農業委員会総会の招集 3

告 示

宮津市告示第3号

宮津市バイオマスタウン構想検討会議設置要綱を次のように定める。

平成22年2月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市バイオマスタウン構想検討会議設置要綱

(設置)

第1条 宮津市に賦存するバイオマスの総合的な活用方針（以下「宮津市バイオマスタウン構想」という。）を定めるため、宮津市バイオマスタウン構想検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宮津市バイオマスタウン構想の策定に関すること。
- (2) その他宮津市バイオマスタウン構想に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会議に座長1名を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、企画環境室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第4号

平成22年第1回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年2月22日

宮津市長 井上正嗣

1 期 日 平成22年3月1日

2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第5号

宮津市消防団員退職記念品料支給規程を廃止する規程を次のように定める。

平成22年2月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市消防団員退職記念品料支給規程を廃止する規程

宮津市消防団員退職記念品料支給規程（昭和49年告示第28号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に退職した消防団員に係る退職記念品料については、なお従前の例による。

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第2号

平成22年第2回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成22年2月4日

宮津市教育委員会

委員長 上羽 堅 一

- 1 日時 平成22年2月24日(水) 午前9時

- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第3号

平成22年第3回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年2月26日

宮津市教育委員会

委員長 上羽 堅 一

- 1 日時 平成22年2月26日(金) 午前10時

- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第1号

平成22年1月1日現在により調製した宮津市農業委員会委員選挙人名簿を、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年2月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成22年2月23日から3月9日まで

- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1

(宮津市役所内)

宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成22年2月26日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成22年3月3日から3月7日まで

- 2 縦覧の場所 宮津市柳縄手345番地の1

(宮津市役所内)

宮津市選挙管理委員会事務局

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第2号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成22年2月4日

宮津市農業委員会

会長 森 川 耕一郎

- 1 日 時 平成22年2月12日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
 - 議第2号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
 - 議第3号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
 - 議第4号 非農地証明について